

長沼町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 総人口等の状況

町の人口は平成 27 年国勢調査で、総人口 11,076 人で平成 22 年と比べると 5.3%減となり、世帯数は 4,257 世帯、1.5%減、1 世帯当たり人員は 2.6 人となっている。年齢三階層別では、年少人口（0 歳～14 歳）が 1,166 人（10.5%）で前回比 12.9%減、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 6,065 人（54.8%）で前回比 11.8%減、老年人口（65 歳以上）は、3,840 人（34.7%）で前回比 10.5%増となり、少子高齢化が進捗している。

② 産業別就業人口の状況

平成 27 年国勢調査では、就業者総数が 5,851 人※で前回比 4.3%減となり、第一次産業が 1,840 人で前回比 0.8%減、第二次産業が 704 人で前回比 12.9%減、第三次産業が 3,183 人で前回比増減なしとなり、第二次産業の建設業、製造業従事者が大きく減少している。本町の就業構造は、昭和 50 年は約 6 : 1 : 3 であったが、現在は 3 : 1 : 6 の比率となり第一次産業と第三次産業の逆転現象となっている。※うち分類不能者が 124 人

③ 産業別構造の状況

(a) 農業

町の総販売農家数は平成 27 年農林業センサスで 654 戸（1,856 人）となっており、うち専業農家が 318 戸（48.6%）、兼業農家が 336 戸（51.4%）で、兼業農家のうち、第 1 種兼業農家が 269 戸、第 2 種兼業農家 67 戸となっている。販売農家における一戸当たりの農業従事者数は 2.8 人、農業従事者の平均年齢は 57.3 歳で高齢化が進んでいる。平成 26 年北海道農林水産統計年報による農業産出額は 97 億円で、平成 11 年の 111 億円から 14 億円（12.6%）減少している。

本町では、長沼の農業を支えてきた水稲作付が減少し、小麦、大豆等の畑作が増加するとともに、果樹・花き等の施設園芸作物や酪農・畜産など多様な農畜産物が生産されているが、農業経営を取り巻く環境は、安価な輸入農畜産物及び加工品の流入や少子高齢化による国内需要の縮小により産地間競争が激化しており、厳しい状況におかれている。このような状況にあって、安定経営を確保していくためには、需給バランスに応じた安全・安心で高品質な農畜産物を生産するとともに、経営の複合化や多角化、低コスト化、さらには競争力を高める品種や生産技術の導入を図ることが必要である。

(b) 工業

平成 28 年経済センサスでは、事業所数が 12、従業員数が 195 人、製造品出荷額等が 20 億 8 千万円で、平成 11 年調査（事業所数が 10、従業員数 156 人、製造品出荷額等 18 億 2 千万円）と比較し、事業所数が 20.0%増、従業員数が 25.0%増、製造品出荷額等が 14.3%増となっている。

本町では、中央長沼工業団地が造成・分譲されており、立地企業 18 社のうち、現在操業している企業は 11 社、未操業の企業が 7 社となっている。

企業誘致は昨今の社会経済状況から、大変難しい状況にあるが、今後、道央圏連絡道路の開通も控えていることから、新千歳空港及び苫小牧港からのアクセスの良さを活かした企業誘致の推進、既存企業等への支援が必要である。

(c) 商業

平成 26 年商業統計調査によると、町の商業は商店数が 102 店あり、うち卸売業が 9 店、小売業が 93 店となっており、平成 16 年調査（商店数 118 店、うち卸売業 13 店、小売業 105 店）と比較すると、商店数が 16 店減（14%減）、うち卸売業が 4 店減（31%減）、小売業が 12 店減（11%減）となっている。

また、平成 26 年調査による従業員数は 687 人で、年間商品販売額は 174 億 8 千万円で平成 16 年と比較すると従業員数が 211 人、23%減で、年間商品販売額は 16 億 3 千万円、10%増となっている。

近年は自動車保有台数の増加と生活志向の変化などから、購買力が都市圏の大型店等へ流出し続け、地域商業は厳しい状況にある。しかしながら、ここ 10 年で比較すると、商店数、従業員数は減少しているが、販売額は上昇しており、生産性の向上が顕著になっている。今後も、個店の自助努力を促しながら、住民ニーズに沿ったきめ細やかなサービスの充実を促進するとともに、まちづくりの方向性に沿って、地域他産業と連動できる商業振興を図る必要がある。

本町では、今後、より一層の人口減少と高齢化の影響で労働力不足が懸念されることから、労働生産性向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 3 7 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

長沼町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定め

る先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

長沼町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる地域は、長沼町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

長沼町内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

健全な地域経済の発展や雇用の安定に配慮し、次の事項に該当するものは認定しないものとする。

(1) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定を対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(2) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。